

九州道路啓開協議会 規約

(名称)

第1条 本会は、「九州道路啓開協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、九州地方(福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県)における、道路法(昭和27年法律第180号)第22条の3に定める道路啓開計画を策定し、関係機関の連携・協力により、大規模災害時において、道路啓開の実効性向上を目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の事項について協議を行うものとする。

- (1) 広域ブロック単位の対象となる災害の種類や道路啓開の目標に関すること。
- (2) 優先的に道路啓開を実施する路線・区間やその方法に関すること。
- (3) 道路啓開に必要な資機材の備蓄又は調達に関すること。
- (4) 道路啓開に関する実践的な訓練、情報収集及び伝達に関すること。
- (5) その他、前条の目的を達成するために必要な事項。

(組織)

第4条 協議会は、第2条の目的を達成するために各行政機関、各種関係団体等をもって組織する。

- 2 協議会には会長及び副会長を置くものとし、会長は国土交通省九州地方整備局道路部長を、副会長は国土交通省九州地方整備局統括防災官及び国土交通省九州地方整備局道路情報管理官をもって充てる。
- 3 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代行する。
- 4 協議会の構成は、別表のとおりとする。ただし、必要に応じ会長が指名する者の出席を求めることができる。
- 5 協議会には、実務的な検討を行うためのワーキンググループを設けることができる。ワーキンググループを設置した場合は、検討結果を協議会に報告しなければならない。

(議事の公開)

第5条 協議会は原則として非公開とする。協議会の会議に提出された資料及び議事概要は、会議後速やかに公開する。

(事務局)

第6条 協議会の運営に係わる事務を行わせるため、事務局を置くものとする。

2 協議会の事務局は国土交通省九州地方整備局道路部に置くものとする。

(規約の改正)

第7条 本規約の改正等は、協議会の協議により行うものとする。

(その他)

第8条 協議会は、道路法第28条の2第1項の規定に基づき設置するものであり、本規約に定めるもののほか必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

(附則)

第9条 本規約は、平成27年10月20日から施行する。

本規約は、令和6年12月24日から施行する。

本規約は、令和7年9月3日から施行する。

(令和8年3月2日 一部改定)